

特定少年の実名報道の研究（1）

-検察、新聞社、ネットニュースの実名掲載の判断理由-
2022. 4. 1~2022. 7. 31

小 関 慶 太

Media Name a 18and19-year-old suspect and Journalism Research Part.1
- Reasons for the prosecution, newspaper publishers, and online news
to publish their real names -
From April 1, 2022 to July 31, 2022

KOSEKI,keita

キーワード：実名報道 匿名報道 特定少年 新聞記事 デジタルタトゥ

Keyword: Real name report , anonymous reporting , 18and19-year-old of juvenile ,
newspaper article , digital tattoo

1.はじめに

2000年、第一次改正少年法の際に少年法（以下「法」、「改正法」）20条2項により1項逆送の年齢の引き下げと16歳以上の少年に係る場合は「原則逆送」とした。2022年4月1日、第五次改正少年法¹が施行された。18歳、19歳の年長少年が「特定少年」となり、従来は、故意の行為により被害者を死亡させた罪が逆送の対象であったが、本改正法62条1項では「短期1年以上²の懲役・禁錮にあたる罪」が定められている罪を犯した場合、家庭裁判所は特定少年を少年審判で原則として管轄地方裁判所に対する検察庁の検察官に送致する決定をすることを原則³としつつも「ただし、調査の結果、犯行の⁴動機、態様および結果、犯行後の状況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときには、この限りではない⁵」「一、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るもの

¹ 「少年法の特例としての特定少年」第五章新設（62条乃至68条）

² 現住建造物等放火罪、強盗罪、強制性交等罪、組織的詐欺など〔法務省「少年法が変わります！」
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00015.html（最終閲覧日：2022年7月10日）〕

³ 対象範囲の拡大、責任ある主体と考えられる

⁴ 法20条2項「犯行の動機及び態様、犯行後の状況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し」とは異なる。刑事裁判的犯情主義に傾いている。

⁵ 対象範囲の拡大、責任ある主体として17歳以下の少年より厳しい刑事処分の選択肢がある。

二．死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪⁶の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの（前号に該当するものを除く。）とした⁷。但書規定は、少年を検察が起訴し、実名報道になりうる可能性を考えても非常に重要な判断、選択基準になりうる、考えられる。

これまで法 61 条に基づき少年法適用（20 歳未満）の者の推知情報を記事や写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない（推知情報の禁止）と考えられてきた。これに対して改正法 68 条は、特定少年の時（犯行時 18.19 歳）に犯した罪に対して公訴を提起（起訴）された場合は法 61 条の適用をしないとした。改正法 68 条では、法 61 条が禁止している少年の実名、顔写真の掲載について規定を適用しない⁸、すなわち実名報道・顔写真の掲載を許している。その結果、山梨夫婦放火事件（2022.4.9 各社記事）では、少年の氏名、顔写真を大々的に報道をしている（【資料編】表 1-2）。これらの情報は、個人等がインターネット、ネット掲示板、SNS を通じて情報の流出、拡散し、検察が公表した情報以上の少年のプライバシーが侵害され、インターネットの性質より拡散された情報のすべてを削除することができず、ネット空間に情報が半永久的に残るデジタルタトゥーにより更生後の社会復帰、再社会化の妨げになりなりうる。また少年法では、刑事裁判所から家庭裁判所へ移送し、（法 55 条）保護処分手続きにより非公開の少年審判での判断もある。よって、起訴時の実名報道は、少年の健全育成、更生を考えると疑問が残る。

これに対して、実名報道賛成の意見などでは「国民の知る権利」「社会的制裁」等が挙げられている。メディアや報道の在り方として、真実を伝えていくが第一であるが、これが代理的な制裁行為にならないことを願う。

法改正の影響もあるのか 4 月上旬、光市母子殺傷事件⁹の被告に対して神戸新聞が実名で報じた。4 月 5 日、山梨放火殺人事件で少年が起訴されれば実名報道の対象となると朝日新聞¹⁰、毎日新聞¹¹、読売新聞¹²、東京新聞¹³で報じられた。4 月 8 日、甲府地検は少年を起訴し、夕方配信されたネットニュースで実名が配信された。ネットという性質を考慮し実名報道を行わなかった通信社もあった。翌日 4 月 9 日、各新聞社は、実名報道、顔写真付き報道、少年法の理念に基づき実名報道を行わない等、様々であった。4 月 11 日、弁護士は「実名報道は遺憾だ¹⁴」と声明を行った。

4 月 19 日、大阪寝屋川の専門学校生殺害事件が逆送され 10 日以内に起訴されれば実名報道となり、弁護士は実名報道をされれば家族が暮らしていけなくなるので報道を控えて欲しいと要望を示した¹⁵。

⁶ 厳罰化となった。

⁷ 鮎川潤『新版 少年非行 社会はどう処遇しているのか』（左右社、2022）269-276 頁、丸山雅夫『少年法の理論と実務』（日本評論社、2022）248-249 頁参照、

⁸ 川出敏裕『少年法 第 2 版』（有斐閣、2022）387-388 頁参照

⁹ 光市母子殺害事件ともいう。

¹⁰ 朝日新聞（2022.4.5）朝刊 28 面「殺人・放火事件 19 歳逆送 甲府 起訴なら実名報道対象」

¹¹ 毎日新聞（2022.4.5）朝刊 25 面「甲府放火殺人 19 歳逆送決定「特定少年」起訴へ」

¹² 読売新聞（2022.4.5）朝刊「甲府放火殺人 19 歳逆送 家裁「残酷」

¹³ 東京新聞（2022.4.5）「夫婦殺人放火 19 歳逆送 甲府家裁決定「特定少年」近く起訴へ」

¹⁴ 共同通信社「甲府殺害、実名報道は「遺憾」特定少年の弁護士が声明」（2022.4.11）

<https://nordot.app/886166951511851008?c=110564226228225532>（最終閲覧日：2022.4.30）

¹⁵ 共同通信社「特定少年の弁護士、匿名報道要望 「家族が住めなくなる」（2022.4.25）

<https://news.yahoo.co.jp/articles/51a2b7a74d403c5e30c3e80afceac9e53b3b01d?fbclid=IwAR2joSn53X5vXOsQeh>

5月13日、東京地検は、江戸川区で発生した殺人で起訴して特定少年1名の実名を公表した¹⁶。5月18日、福島地検は「重要な事案で、地域社会に与えた影響も深刻なため」として特定少年の実名報道を行った¹⁷。

5月19日、水戸地検は、傷害致死罪で特定少年2名（共謀・8名逮捕の内、3名不起訴、1名暴行罪で起訴、同日、特定少年1名不起訴、成人男性1名不起訴）を地裁に起訴し、実名を公表した。次席検事は「重大事案で地域社会に与える影響も深刻だ」と説明し、弁護士は裁判で違う事実が認定される可能性もあり、（氏名公表は）慎重にすべきだと話した¹⁸。本事件で起訴された成人男性（暴行罪）に対し裁判官は「犯行態様は危険で悪質」として懲役6月（求刑1年）を言い渡した¹⁹。

6月16日、宮崎地検は住所不定無職（犯行時：19歳）を強盗と住居侵入の罪で起訴し、実名を公表した²⁰。

[qxevB2iK_hlXNvw-dUr4_77Vz7LJxdY2gh8FhGYE](https://www.kfb.co.jp/news/fukushima/index.php?id=202209155005)（最終閲覧日：2022.4.25）

¹⁶ 産経新聞朝刊 27面（2022.5.14）「同居男性殺害、19歳女を起訴 氏名公表、3例目」、岩手日報朝刊 22面（2022.5.14）「特定少年」19歳 氏名公表3例目 東京、殺人罪で起訴」、東奥日報朝刊 25面

（2022.5.14）「19歳女起訴 氏名公表 東京地検 本県出身、殺人罪で」、静岡新聞朝刊 27面

（2022.5.14）「同居男性を殺害の罪 東京地検 19歳女起訴「特定少年」3例目氏名公表」、徳島新聞朝刊 25面（2022.5.14）「同居の男性刺殺で起訴 19歳の女の氏名公表 東京」（G-Search 有料記事）

¹⁷ 岩手日報（2022.5.19）朝刊 24面「祖母強殺起訴 19歳の氏名公表 福島」、産経新聞（2022.5.19）東京朝刊 24面「祖母強殺で孫を起訴「特定少年」氏名公表」、福島民報（2022.5.19）23面「実名に県民思い複雑 19歳起訴氏名公表「犯罪抑止に効果」「社会復帰妨げる」、福島民友新聞（2022.5.19）「19歳起訴、福島県内の初の氏名公表 塙の強盗殺人で福島地検」（G-Search 有料記事）、（追記：20220908）9月7日、審理では氏名を明らかにして進められた〔産経新聞（2022.9.8）東京朝刊 22面「祖母強殺「特定少年」初公判で一部否認」（G-Search 有料記事）〕、初公判では、起訴内容の認否について被告（新聞記事は実名）は「殺意をもって殴ったというのは違います。（殴った）回数には10回前後だと思います」と述べ、殺意を否認。被告の弁護士も殺意を否定し、強殺ではなく強盗致傷が適用されると主張し、窃盗罪については争わない姿勢を示した。また被告が19歳であることを考慮すべきだと主張「当時は精神的に未熟だった。処罰より教育が必要と指摘した」〔朝日新聞（2022.9.8）東京地方版福島 19面「祖母への殺意は否認 被告「10回前後殴った」塙強殺初公判/福島県（G-Search 有料記事）〕、弁護人の主張が認められ刑事処分相当ではなく保護処分相当として55条移送決定がなされた場合、すでに実名報道がなされたことで少年の社会復帰、更生へ障害が生じる可能性があるため、慎重な判断が必要となると考えられる。

（2022.9.16 追記）福島地裁第一審（裁判員裁判）で強盗殺人として無期懲役刑を言い渡した。これにより外見的な特例としての特定少年が内面的な部分まで少年法の枠組みから外された判断となったことは残念である。すなわち、少年法の理念としての健全育成や可塑性より行為責任を主にした判決であると解される。福島放送はWEB上の記事では「インターネットの特性である「拡散スピード」や「デジタルタトゥー」などを考慮し、福島放送はWebでは被告の特定少年を匿名とします。」と記載している。〔KFB 福島放送「強盗殺人事件 19歳特定少年に無期懲役の判決（福島）」

<https://www.kfb.co.jp/news/fukushima/index.php?id=202209155005> 最終閲覧日：2022.9.16/福島民友新聞

（2022.9.16）「塙の強盗殺人、特定少年19歳に無期懲役 氏名公表、福島県内初判決」「裁判長「更生を」、うなづく19歳被告 塙の強盗殺人、無期懲役判決」（G-Search 有料記事）

¹⁸ 茨城新聞（2022.5.20）朝刊 25面「特定少年起訴 実名「妥当」「慎重に」有識者ら見解に幅 更生の道、求める声」、同朝刊 1面「土浦男性暴行死 特定少年2人、氏名公表 水戸地検 障害致死罪で起訴」、読売新聞東京（2022.5.20）東京 22面「土浦傷害致死で2人起訴 県内初、19歳実名公表＝茨城」、朝日新聞東京（2022.5.20）21面「19歳、県内初の実名公表 地検、傷害致死罪で起訴 特定少年2人/茨城県」（G-Search 有料記事）

¹⁹ 茨城新聞（2022.6.9）朝刊 23面「土浦男性暴行死 男に実刑判決 水戸地裁「危険で悪質」（G-Search 有料記事）

²⁰ 朝日新聞（2022.6.17）西部地方版宮崎 25面「犯行時19歳少年、県内初実名公表 強盗などの罪で起訴/宮崎県」（G-Search 有料記事）

7月7日、静岡地検沼津支部は強制わいせつ致死罪で起訴し、氏名を公表した。地検は「事案の内容や諸般の事象を踏まえ、凶悪犯罪と捉え判断した」と説明をした²¹。

7月25日、仙台地検は強盗致傷事件で起訴（犯行時：19歳）し実名を公表した²²。

起訴（法62条）されたが実名が公表されなかったケースとして、4月22日は、千葉地検が強盗及び強盗未遂事件（犯行時：19歳）事件に対して、本人の更生の妨げ等、様々な側面より勘案して匿名報道とした²³。

4月21日、新潟地検は裁判員裁判の対象事件である危険運転致死罪の罪で19歳を在宅起訴し、氏名公表を行わなかった²⁴。

5月2日、いわき市小名浜の事件で福島地検いわき支部は、総合的に検討し実名報道を控えた²⁵。

6月3日、高知地検は強制性交罪で起訴したが実名の公表は行わなかった。通常、公判では、プライバシー保護のため法廷に遮蔽用のついたてが設置されるが、この日は設置されず、成人の公判同様に傍聴席から男の姿が見えたという。男の氏名や住所の質問は書記官が起訴状の写しを見せて確認させ、審理の中でも氏名は明らかにされなかった²⁶。

6月10日、山形地検は覚せい剤取締法違反の特定少年を起訴したが実名は公表しなかった²⁷。

7月14日、埼玉地検は特定少年を起訴したが、「改正少年法の趣旨および付帯決議の内容を踏まえ、事情を考慮した」として氏名の公表は行わなかった²⁸。

7月22日、大分地検は自動車運転死傷行為処罰法違反（危険運転致死）の疑いで書類送検された犯行時19歳の少年を同法違反（過失運転致死）に切替て起訴した。地検は総合的に判断し、元少年の実名報道は行わなかった²⁹。

7月29日、札幌地検は強制性交と準強制わいせつ罪で起訴したが氏名を明らかにしなかった³⁰。

本稿では、実名報道を行った通信社・新聞社と、実名報道を行わなかった通信社・新聞社が示した

²¹ 静岡新聞（2022.7.8）朝刊25面「19歳起訴 氏名公表 県内初 強制わいせつ致傷罪 地検沼津支部」、朝日新聞（2022.7.8）東京地方版静岡21面「19歳「特定少年」、県内初の実名報道 わいせつ致死罪で起訴/静岡県」（G-Search 有料記事）

²² 朝日新聞（2022.7.27）朝刊東京地方版宮城22面「「特定少年」初の実名公表 県内、角田の強盗致傷事件/宮城県」（G-Search 有料記事）

²³ 共同通信社（2022.4.22）「事件時19歳、強盗罪で起訴 氏名非公表、千葉地検」
<https://news.yahoo.co.jp/articles/c5df0a850adacb7bb6f7e4c346d19935102e96ad>（最終閲覧日：2022.4.25）

²⁴ 産経新聞（2022.4.29）大阪朝刊26面「特定少年、実名公表2例目 基準あいまい・・・分かれる判断」（G-Search 有料記事）

²⁵ 匿名報道の場合は、法廷で男の実名が伏せられた。冒頭で男の氏名や本籍などを確認する際は、裁判官が起訴状の写しを男に見せて、間違いがないかを確認、その後の審理、証人尋問では承認が男の名前を言う一幕はあったものの、それ以外は男を「被告人」と呼び、実名が明かされることはなかった。[福島民友新聞（2022.6.29）「「特定少年」起訴内容認める いわきの死傷事故、実名布施審理（G-Search 有料記事）]

²⁶ 高知新聞（2022.7.13）朝刊3面「県内初「特定少年」公判 高知地裁 18歳男 強制性交罪で」、読売新聞（2022.7.12）大阪朝刊29面「いのの「特定少年」起訴 地検、強制性交罪で=高知」（G-Search 有料記事）

²⁷ 山形新聞（2022.6.11）朝刊庄内25面（G-Search 有料記事）

²⁸ 東京新聞（2022.7.23）朝刊21面「事件当時19歳の男を強盗致死罪で起訴」（G-Search 有料記事）

²⁹ 読売新聞（2022.7.23）西部朝刊28面「過失運転致死で「特定少年」起訴 実名は公表せず=大分」（G-Search 有料記事）

³⁰ 読売新聞（2022.7.30）東京朝刊27面「女性に乱暴 19歳起訴=北海道」、北海道新聞（2022.7.30）朝刊全道32面「道内初 特定少年を起訴*札幌地裁*19歳氏名は非公開」（G-Search 有料記事）

理由について、報道の「必要性」分析を試みたい（事件対象期間：2022.4.1～2022.7.31）。

2.研究資料としての新聞紙（誌面、データ）の入手状況に関して（順不同）

(1) 1 例目：山梨放火殺人事件

入手可能な新聞として、日本経済新聞新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、東京新聞、千葉日報と地方紙41部を手配し計46紙（京都新聞のみ、京都版と滋賀版が被っているのでこれを1紙とする）を比較した。

【資料編】[表 1-1.1-2.1-3] ³¹

(2) 2 例目：大阪寝屋川強盗致傷事件

朝日新聞（大阪）、毎日新聞（大阪）、読売新聞（大阪）、日本経済新聞（大阪）と地方紙の山梨事件で実名報道を行わなかった東京新聞と、実名・顔写真を公表した千葉日報を入手した。

【資料編】[表 2-1.2-2]

(3) 3 例目：東京江戸川区刺殺事件

G-Search を活用し、匿名報道の東京新聞と、実名報道を行った産経新聞（東京）と地方紙（共同通信配信含む）岩手日報、東奥日報、静岡新聞、徳島新聞を入手し検討をした。

【資料編】[表 3-1.3-2]

(4) 4 例目：福島祖母強殺事件

G-Search を活用し、匿名報道（掲載せず）の地元紙の福島民友新聞と福島民報³²と、実名報道を行った産経新聞（東京）と岩手日報を入手し検討をした。

【資料編】[表 4-1.4-2]

(5) 5 例目：土浦傷害致死事件

G-Search を活用し、匿名報道の読売新聞（東京）と、実名報道を行った朝日新聞（東京）と地元紙の茨城新聞を入手し検討をした。

【資料編】[表 5-1.5-2]

(6) 6 例目：宮城強盗致死事件

G-Search を活用し、匿名報道の朝日新聞（東京地方版宮城）のみ入手した。前日に福岡商業施設（少年事件）³³の影響もあるのか他の新聞の記事を見つけることができなかった。

【資料編】[表 6-1]

³¹ 本稿 19 頁以下

³² 福島民友新聞及び、福島民報（2022.5.19）23 面は、G-Search 有料記事で確認したため、新聞紙原本では確認が出来ていない。23 面記事内では実名の表記に関して確認が取れていない。

³³ 河北新報（2022.7.26）25 面「福岡・女性刺殺 少年に判決/厳罰か保護 両極端/「制度の欠陥」専門家指摘 事件当時 15 歳だった少年（17）に、無期刑を課すのか、それとも少年院送致といった保護処分を念頭に家裁移送とするのが少年となった」（G-Search 有料記事）

(7) 7 例目：沼津わいせつ致傷事件

G-Search を活用し、匿名報道の朝日新聞（東京地方版静岡）、静岡新聞を入手した。それ以外の新聞記事は確認ができなかった。

【資料編】 [表 7-1]

(8) 8 例目：宮崎強盗、住居侵入罪

G-Search を活用し、匿名報道の朝日新聞（西部地方版宮崎）のみ入手した、

【資料編】 [表 8-1]

3.実名公表の可否（検察段階）

少年法の規定に基づき検察段階で実名公表に踏み切った事例と行わなかった事例は以下の通りである。

【実名公表となった事案】（順不同）

| 罪名 | 地検 | 概要 |
|------------|----|---|
| 殺人罪 放火罪 | 山梨 | 殺害（2名）後、放火し全焼させた。 逆送理由「 <u>残虐さを極めている</u> 」（各社の報道に関しては3.） ※裁判員裁判の対象 |
| 強盗致死罪 | 大阪 | 次席検事は「改正少年法の趣旨及び国会での付帯決議の内容を踏まえ、本件は重大事案であり、 <u>地域社会に与える影響も深刻である</u> ことから、諸般の事情を考慮し公表することとした」 （事件概要） 「起訴状などによりますと、先月1日、大阪・寝屋川市の路上で、20歳の男性に特殊警棒で殴るなどの暴行を加えたうえ、背中を刃物で刺して死亡させ、現金およそ13万円などを奪ったとして、強盗致死の罪に問われています。この事件ではこれまでに成人2名の被告も強盗致死の罪で起訴されています。4人はいずれも、強盗殺人の疑いで逮捕されましたが、その後の捜査で殺意があったとは認められないとして、強盗致死の罪で起訴されました。」 ³⁴ ※裁判員裁判の対象 |

³⁴ 朝日新聞デジタル「19歳と18歳を起訴、実名発表 強盗致死で大阪地検 全国2例目か」（2022.4.28）

https://www.asahi.com/articles/ASQ4X6758Q4TPTIL01M.html?fbclid=IwAR1VQCOFQ0w3ZGChUd3I9QgXbn62NK4O0VOi86yYeG_PCCeYn4bd8_3l-Fs（最終閲覧日：2022.4.30）

| | | |
|-----------|----------|--|
| | | |
| 殺人 | 東京 | 地検は「改正少年法の趣旨を踏まえ、殺人という重大事案であることから、諸般の事情を考慮し公表することにした ³⁵⁾ ※裁判員裁判の対象 |
| 傷害致死 | 水戸 | 地検は「重大事案で地域社会に与える影響も深刻だ ³⁶⁾ ※裁判員裁判の対象 |
| 強盗殺人 | 福島 | 地検は「重大な事案で、地域社会に与える影響も深刻なため ³⁷⁾ (事件概要) 深夜、祖母（当時75歳）方に侵入、鉄パイプで頭を十数回殴って殺害。キャッシュカード1枚、貯金通帳1通を奪取、福島・茨城両県のATMでキャッシュカードを使用し、現金計300万円を引き出した ³⁸⁾ ※裁判員裁判の対象 ※第一審判決は無期懲役刑（2022.9.15判決・福島地裁）註17参考 |
| 強盗致傷 | 仙台 | 地検は「重大な事案であり、地域社会に与える影響も深刻であることから、諸般の事情を考慮した ³⁹⁾ (事件概要) 男は他の3人や不詳者らと共謀し、女性宅に侵入し背後から引き倒し、口を塞いで「殺さないから騒ぐな」などと脅迫し現金を奪おうとし、唇などに加療3週間の怪我を負わせた。 ※裁判員裁判の対象 |
| 強制わいせつ致傷罪 | 静岡 沼津 | 地検は「事案の内容や諸般の事情を踏まえ、凶悪事件と捉え判断した ⁴⁰⁾ (事件概要) 自転車で走行中の10代の女性を転倒させた上でわいせつな行為をし、足や腕に約1週間の怪我を負わせた。 |

³⁵⁾ 前掲産経新聞（2022.5.14）、岩手日報（2022.5.14）、東奥日報（2022.5.14）、静岡新聞（2022.5.14）、徳島新聞（2022.5.14）（G-Search 有料記事）

³⁶⁾ 前掲茨城新聞（2022.5.20）朝刊25面、同朝刊1面、読売新聞東京（2022.5.20）東京22面、朝日新聞東京（2022.5.20）21面（G-Search 有料記事）

³⁷⁾ 前掲岩手日報（2022.5.19）朝刊24面、産経新聞（2022.5.19）東京朝刊24面、福島民報（2022.5.19）23面、福島民友新聞（2022.5.19）（G-Search 有料記事）

³⁸⁾ 岩手日報（2022.5.19）朝刊24面「祖母強殺起訴 19歳の氏名公表 福島」（G-Search 有料記事）

³⁹⁾ 前掲朝日新聞（2022.7.27）

⁴⁰⁾ 前掲静岡新聞（2022.7.8）朝刊25面、朝日新聞（2022.7.8）東京地方版静岡21面（G-Search 有料記事）

| | | |
|-------------|----|--|
| | | ※裁判員裁判の対象 |
| 強盗 住居侵入罪 | 宮崎 | 地検コメント：確認できず (事件概要) 仲間（内3名起訴）と共謀し、工事関係者を装って宮崎市内の住宅に玄関から侵入、80代男性と70代妻を暴行し現金500万円を奪取した ⁴¹ 。 ※裁判員裁判の対象 |

【公表されなかった事案】（順不同）

| 罪名 | 地検 | 概要 |
|---------------------------|-----------|---|
| 強盗罪 強盗未遂罪 | 千葉 | 犯行時19歳 次席検事は「社会的関心が大きい事件で氏名を公表する場合はあるが、 <u>本人の更生を妨げかねない</u> として「 <u>さまざまな側面を考えた結果、控えた</u> 」と述べた。 ⁴² 、「最高検の通知に基づいた検討の結果、被告の更生に支障が生じる側面が否定できない ⁴³ 」 (事件概要) 起訴状によると、被告は昨年10月7日と16日、同市稲毛区のインターネットカフェで男性店員にナイフのような物を突き付けて脅し、現金計76,000円を奪ったなどとされる ⁴⁴ 。 ※裁判員裁判の対象外 |
| 自動車運転 処罰法違反 (過失致死傷) | 福島 いわき | 起訴時19歳 次席検事は「 <u>事案の内容と諸般の事情を踏まえて総合的に検討した結果</u> 」 (事件概要) 起訴状によると、男は18歳だった昨年7月24日午後10時10分ごろ、いわき市小名浜上神白字館下の県道で、乗用車を時速157キロで運転、道路中央の橋の欄干に衝突して後部座席にいた同市の会社員男性＝当時（18）＝を死亡させ、同乗者4人に重軽傷を負わせた、としている。男は、いわき東署に同法違反（危険運転致死傷）の疑いで逮捕されたが、家裁送致時に罪名が同法違反（過失致死傷）に変更された。今後、刑事事件として審 |

⁴¹ 前掲朝日新聞（2022.6.17）（G-Search 有料記事）

⁴² 前掲（2022.4.22）千葉地検記事

⁴³ 東京新聞 WEB 「千葉地検初の特少年 「更生に支障」 実名非公表 事件時19歳、強盗罪で起訴」（2022.4.23）<https://www.tokyo-np.co.jp/article/173394>（最終閲覧日：2022.5.4）

⁴⁴ 前掲東京新聞（2022.4.23）

| | | |
|--------------------------------|----------|--|
| | | 理される ⁴⁵ 。 ※裁判員裁判の対象外 |
| 自動車運転 処罰法違反 (危険運転 致死) | 新潟 | 犯行時 19 歳 在宅起訴 ⁴⁶ 地検は「最高検の基準に照らし、総合的に検討した」 (事件概要) 起訴状などによると、昨年4月23日、友人を乗せて乗用車を運転し、制限速度が時速50キロの柏崎市安田の県道を時90~95キロで走行。カーブを曲がり切れず対向車線にはみ出し、大型トラックと衝突し、同乗していた男子大学生=当時(18)=を死亡させたとされる ⁴⁷ 。 ※裁判員裁判の対象 |
| 強盗致死傷 | さい たま | 犯行時(事件当時) 19 歳 地検は「改正少年法の趣旨及び付帯決議の内容を踏まえ、事情などを考慮した」 (事件概要) 21歳の男と共謀し、東京都北区の講演で当時43歳の被害者の顔を殴り、御朱印帳2冊が入ったきんちやく袋を奪った他、同日、川越市の路上で当時18歳だった別の被害者の顔や腰を数回蹴り、金品を奪取した ⁴⁸ 。 ※裁判員裁判の対象 |
| 恐喝 | 大阪 | 犯行時 不明(特定少年) 地検は「罪種や地域社会に与えた影響などを考え考慮した」 (事件概要) 駐車中の車内で舎を脅して金を要求し、被害者宅で腕時計2個(計約 |

⁴⁵ 福島民友新聞みんゆう Net 「19歳起訴、氏名は非公表 いわき死傷事故、裁判員対象とならず」(2022.5.3) <https://www.minyu-net.com/news/news/FM20220503-701485.php?fbclid=IwAR2hrtlVEKPkKdSpxbQYE-A1BVet6prCer3mVpj0G-TJipN5qQPfZpnOq64> (最終閲覧日: 2022.5.4)

⁴⁶ 前掲産経新聞大阪 26面 (2022.4.29)

⁴⁷ 新潟日報 (2022.4.21) 朝刊 29面 「危険運転致死罪で新潟地検 19歳大学生在宅起訴 特定少年、氏名公表せず」(G-Search 有料記事) [9月10日追記] 同罪の危険運転致死罪で起訴され、実名が公表されたケース(名古屋地検 2022年9月8日)がある。[中日新聞 (2022.9.9) 朝刊 30面 「特定少年の弁護士匿名の報道を要望 名古屋・死亡事故逆送」(G-Search 有料記事)]

⁴⁸ 東京新聞 (2022.7.23) 朝刊 21面 「事件当時19歳の男を強盗致死罪で起訴」(G-Search 有料記事)

| | | |
|-------------------------|----|--|
| | | <p>20万円相当)と現金40万円を脅し取った。</p> <p>※裁判員裁判の対象外</p> |
| 麻薬取締法違反 | 山形 | <p>地検は「最高検の事務連絡に従った上で、様々な事情を考慮した」と説明している⁴⁹。</p> <p>公判も氏名や住所などの情報を伏せて判決（執行猶予）⁵⁰</p> <p>（事件概要）</p> <p>販売目的で大麻15.2gを所持した他、知人と共謀して大麻リキッド0.2gを所持していた。</p> <p>※裁判員裁判の対象外</p> |
| 強制性交罪 | 高知 | <p>地検コメント 確認できず。</p> <p>（事件概要）</p> <p>土佐市内の漁港に停車中の車内で当時10代の少女を「殺すぞ」「動け」などといって脅迫。頭を手でつかみ乱暴をした⁵¹。</p> <p>※裁判員裁判の対象外</p> |
| 自動車運転致死傷行為処罰法違反（過失運転致死） | 大分 | <p>地検は「総合的に判断した」</p> <p>危険運転致死で送検されたが、大分地検は「(危険運転致死が)成立するだけの証拠が集まらなかったため」過失運転致死で起訴した⁵²。</p> |
| 強制性交準強制わいせつ罪 | 札幌 | <p>地裁は「個別の事案の内容を踏まえ判断するとした最高検の方針や、被害者が特定される恐れがあることを考慮した⁵³」</p> <p>（事件概要）</p> <p>起訴状によると、知人宅で酒に酔って抵抗できない状態だった女性に対して、知人と共謀してわいせつな行為をし、後日、わいせつ行為の画像を拡散すると脅して同宅で女性を暴行した。</p> |

⁴⁹ 山形新聞（2022.6.11）朝刊25面「山形地検 特定少年を起訴 大麻所持 初公表、実名出さず」（G-Search 有料記事）

⁵⁰ 山形新聞（2022.7.23）朝刊23面「山形地裁 特定少年に有罪判決 大麻取締法違反の罪」（G-Search 有料記事）

⁵¹ 前掲高知新聞（2022.7.12）、読売新聞（2022.7.12）（G-Search 有料記事）

⁵² 前掲読売新聞（2022.7.23）（G-Search 有料記事）

⁵³ 前掲北海道新聞（2022.7.30）、前掲読売新聞（2022.7.30）（G-Search 有料記事）

| | |
|--|------------|
| | ※裁判員裁判の対象外 |
|--|------------|

【裁判員裁判の適用であるが特定少年に該当しない】

| 罪名 | 地検 | 概要 |
|------------------|-----------|--|
| 殺人未遂罪 威力業務妨害罪 | 名古屋 東京 | 2022年1月、東京都文京区の東京大学前で大学入学共通テストの受験生ら3人が刺され重軽傷を負った。東京地検は殺人未遂や威力業務妨害などの罪で当時高校2年生だった男（犯行時17、起訴時18）を起訴した。名古屋家庭裁判所は6月22日に少年審判 ⁵⁴ を開き、検察官送致（逆送）決定をし、逆送を受け名古屋地検は事件を東京地検へ戻した。犯行時17歳だったため、改正少年法（2022）の実名報道可能（法68）の「特定少年」には該当しない ⁵⁵ 。 ※裁判員裁判の対象 |

検察は、裁判員裁判の円滑運営を意識や、犯罪の重大性や地域社会に与えた影響力を勘案しているように考えられる⁵⁶。

4. ネット・メディアニュース

新聞社の報道に関する見解は以下の通りである。

| 新聞社 | 考え方 |
|---------------|---|
| 朝日新聞 デジタル | 「特定少年」が起訴された場合、事件の重大性、社会に与えた影響などを総合的に考慮して、実名で報じることもあります ⁵⁷ 。 |
| 千葉日報 西日本新聞 | ネットニュースは匿名報道（新聞紙面） ⁵⁸ |
| 読売新聞 | 確認できず |

⁵⁴ 朝日新聞（2022.6.23）名古屋朝刊28面「東大前刺傷、少年逆送「犯情、相当に重い」名古屋家裁、少年を逆送」、東京新聞（2022.6.23）朝刊28面「東大前刺傷 少年を逆送 名古屋家裁「情緒面に発達未熟」」（G-Search 有料記事）

⁵⁵ 読売新聞（2022.7.2）東京朝刊30面「東大前刺傷 18歳起訴 東京地検、殺人未遂罪など」、中日新聞（2022.7.2）朝刊28面「東大前刺傷 18歳起訴 東京地検」同30面「東大前刺傷 元高校生逆送 名古屋家裁決定「許容性見だし難い」、朝日新聞（2022.7.2）東京朝刊31面「東大前刺傷事件、当時17歳を起訴 殺人未遂などの罪」、毎日新聞（2022.7.2）東京朝刊22面「東大前刺傷：東大前刺傷 殺人未遂で18歳起訴」、産経新聞（2022.7.2）東京朝刊24面/大阪朝刊28面「東大前刺傷で18歳の男起訴」、北海道新聞（2022.7.2）朝刊全道29面「東大前刺傷 18歳を起訴」（G-Search 有料記事）

⁵⁶ 検察の判断に関しては、年内の事件に関する記事を集め、再度検討を行いたい。「匿名少年の実名報道の研究（3）」『八洲学園大学紀要（19）』（2023.3 公刊予定）に投稿予定である。

⁵⁷ 朝日新聞デジタル「「特定少年」の事件、総合的に考慮して報じます」（2022.4.8）

https://www.asahi.com/articles/ASQ4Q52KDQ47DIF100M.html?iref=pc_extlink（最終閲覧日：2022.4.30）

⁵⁸ ネットニュース匿名に関しては「永田憲亮「改正少年法と実名報道 事例から考える起訴時の判断の課題-特定少年事件の報道を蓄積し過程の共有を」一般財団法人 日本新聞協会『新聞研究』（2022.4）20-23頁参照」においても言及がなされている。

| | |
|------|-------|
| 毎日新聞 | 確認できず |
|------|-------|

(1) 1例目：山梨放火殺人事件

| 新聞社 | 掲載 | お断りコメント |
|--------------------------|----|--|
| 沖縄タイムズプラス 共同通信配信（4/8） | 匿名 | <u>特定少年の立ち直りを重視する少年法の理念とネットの特性を考慮し、この記事は匿名とします⁵⁹。</u> |
| 産経新聞（4/8） | 実名 | 産経新聞は、重大事件で起訴された特定少年について実名報道を原則としつつ、 <u>ケースごとに犯行態様や社会的影響などを検討し、報道内容を決めていきます⁶⁰。</u> |
| 日テレ NEWS（4/8） | 実名 | 改正少年法により、起された18.19歳の特定少年について実名での報道が可能になりました。その一方、特定少年であっても更生を重視する少年法の枠組み内にあり、実名を報道することには慎重さが求められています。 <u>NNNは今回の事件の重大さや社会性、家庭裁判所の調査を経た上での起訴であることから、実名で報道しました⁶¹。</u> |

2022年4月30日現在、熊本日日新聞、河北新報等、多くの新聞社掲載記事へのアクセス（404エラー）ができなかった。

(2) 2例目：大阪寝屋川強盗致死事件

| 新聞社 | 掲載 | お断りコメント |
|----------------|----|--|
| 朝日デジタル（4/28） | 匿名 | 〈おことわり〉4月施行の改正少年法で、18、19歳の「特定少年」が事件を起こして起訴された場合は実名報道が可能になりました。今回の事件については、その内容と状況、少年法の理念を総合的に考慮し、 匿名で報じます⁶²。 |
| YTV NEWS（4/28） | 匿名 | 改正少年法により、起訴された18歳、19歳の特定少年については実名での報道が可能になりました。その一方、特定少年であっても更生を重視する少年法の枠組み内にあり、実名を報道することには慎重さが求められます。ネットニュースの特性や事件の重大性、社会性などを考慮し、今回、ネット上では 匿名としました⁶³。 |

⁵⁹ 沖縄タイムズプラス「19歳特定少年、氏名を初公表 甲府夫婦殺害の罪で起訴」（2022.4.8）
<https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/939853>（最終閲覧日：2022.5.4）

⁶⁰ 産経新聞「甲府夫婦殺害で「特定少年」実名公表 19歳男起訴」（2022.4.8）
<https://www.sankei.com/article/20220408-SOZ6LTYMFJJNPAT3BY2FSNJUAE/>（最終閲覧日：2022.5.4）

⁶¹ 日テレ NEWS「甲府殺人放火事件で○○○被告（19）を起訴「特定少年」初の氏名公表～甲府地裁」（2022.4.9）リンク切れ（資料印刷日：2022.4.9/閲覧確認日：2022.5.4（リンク切れ） 註：見出しは、被告の実名であるが本稿はオンラインジャーナルのため、半永久的にインターネット上に掲載されるため、被告の氏名掲載を控え、○○表記とする。

⁶² 前掲朝日新聞デジタル（2022.4.28）

⁶³ ytv news「大阪地検「特定少年」全国2例目の氏名公表」（2022.4.28）

| | | |
|---------------------------|----|--|
| MBS NEWS (4/28) | 匿名 | MBSは事件の重大性を考慮しテレビニュースでは特定少年を匿名で報じることとしましたが、インターネットニュースではデータが半永久的に残ることなどから匿名としました。今後も特定少年の実名匿名については事件ごとに判断して参ります ⁶⁴ 。 |
| 産経新聞 (4/28) ⁶⁵ | 実名 | 記載なし |
| NHK NEWS WEB (4/28) | 実名 | 今月施行された改正少年法では、事件当時18歳と19歳の「特定少年」が正式に起訴された場合、実名での報道が可能となり、NHKは、今回の事件について、その重大性や悪質性、地域社会に与えた影響などを総合的に検討し、実名で報道することとしました ⁶⁶ 。 |
| 西日本新聞 (4/28) ※共同通信社配給 | 匿名 | 【おことわり】特定少年の立ち直りを重視する少年法の理念とネットの特性を考慮し、この記事では男2人を匿名とします ⁶⁷ 。 |
| 熊本日日新聞 (4/28) ※共同通信社配給 | 匿名 | 【おことわり】特定少年の立ち直りを重視する少年法の理念とネットの特性を考慮し、この記事では男2人を匿名とします ⁶⁸ 。 |
| 毎日新聞デジタル (4/28) | 匿名 | 起訴された特定少年について、毎日新聞は個別事件ごとに実名か匿名かを判断します。事件の性質や更生を重視する少年法の理念を踏まえ、現時点は匿名とします ⁶⁹ 。 |

(3) その他の事件

確認が出来ていない。

5.有識者のコメント（新聞掲載）

実名報道に関して、各社報道記事に掲載された有識者の見解は以下の通りである。賛成の意見にあ

<https://www.ytv.co.jp/press/kansai/145381.html>（最終閲覧日：2022.4.30）

⁶⁴ MBS NEWS 「【速報】19歳18歳を強盗致死罪で起訴『実名発表』大阪地検 特定少年の実名発表2例目」（2022.4.28）<https://www.mbs.jp/news/kansainews/20220428/GE00043594.shtml>（最終閲覧日：2022.4.30）

⁶⁵ 産経新聞「寝屋川20歳男性死亡事件で「特定少年」2人の実名公表、大阪地検 全国2例目」（2022.4.28）<https://www.sankei.com/article/20220428-FMTPR27WUBKX3BSYA5RBMDJVWE/>（最終閲覧日：2022.4.30）

⁶⁶ NHK NEWS WEB「19歳と18歳の被告 強盗致死の罪で起訴 検察が氏名を公表」（2022.4.28）<https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20220428/2000060680.html>（最終閲覧日：2022.4.30）

⁶⁷ 西日本新聞「「特定少年」2人を起訴、大阪」（2022.4.28）<https://www.nishinippon.co.jp/item/o/915317/>（最終閲覧日：2022.4.30）

⁶⁸ 熊本日日新聞「「特定少年」2人を起訴、大阪 専門学校生への強盗致死罪」（2022.4.28）<https://kumanichi.com/articles/639487>（最終閲覧日：2022.4.30）

⁶⁹ 毎日新聞デジタル「特定少年2人強盗致死罪で起訴、地検が氏名公表 大阪学生死亡」（2022.4.28）<https://mainichi.jp/articles/20220428/k00/00m/040/273000c>（最終閲覧日：2022.5.1）

る「犯罪抑止につながる」は、FNN 調査（2022.4.18）でも同様な見解が示されている。反対の意見には「被害者支援にならない」「家庭や家族の崩壊」「社会復帰（再社会化）への問題」が挙げられる。

賛成意見には、「再犯防止になる」「誰がどんな事件を起こしたのか、誰がどんな被害に遭ったのを報じるのはジャーナリズムの重要な責務だ」「18.19 歳には死刑判決さえ言い渡される可能性がある。当然、今回のケース⁷⁰も実名報道すべきだと考えている⁷¹」（藤井誠二）、「賛成だ。事件の詳細を多くの人を知ることによって犯罪抑止にもつながる⁷²」（被害者遺族）、「少年であっても、やったことに対しては相応の責任を負うべきだ⁷³」（元捜査官）、「誰が起訴されたのか、誰に対して重い刑罰が科されようとしているのか公開の場でチェックされないといけなく考えているので、そのためには必要」「制裁・バッシング目的で情報を出す、晒すと考え方をしがちですが、それは全く違うと思うあくまで検証して真面目な議論をするための公表であることを抑えておく必要がある⁷⁴」「実名解禁は重大事件を犯した例外的な少年に限られる。憲章の必要性は大きく、実名は必要だ⁷⁵」「逆送事件で起訴した特定少年は原則すべての事件で氏名を公表すべきだ。匿名だと裁判に市民の目が届かない⁷⁶」（澤康臣）、「原則、匿名報道をすべきと主張する。特定少年についても私人の場合には匿名を前提に報道界で統一のガイドラインを定めた上で、各社が公益性とプライバシーを比較検討して、起訴された少年の実名にする必要があるかを議論し、判断する仕組みを作るべきだ⁷⁷」（浅野健一）等が挙げられる。

反対意見には、「インターネットのバッシングにさらされ、就職や進学に大きなダメージを受け、更生の支障になる恐れ」「起訴時に実名報道を解禁するのはおかしい、せめて判決が出てからにすべきだろう⁷⁸」（八田次郎）、「本当の意味で被害者の支援にはつながらない。さらに更生の妨げになることを懸念しています。」「匿名のまま本人がやったことを考え直すことが大事。そのことが結果的に被害者のお詫びの気持ちに繋がると思う。⁷⁹」（横山勝）、「報道は社会的問題を共有するためだが、家族関係が壊れたり、インターネットで検索されて職に就きにくくなったりするなど、社会復帰に不利益をもたらす面があることは否定できない。報道するか、しないか。報道の意義を含めて今まで以上に重い判断となる⁸⁰」（武内謙治）、「支援したある少年は、逮捕時に氏名や写真がネットに書

⁷⁰ 山梨夫婦放火殺人事件

⁷¹ 北海道新聞（2022.4.9）「甲府放火殺人 19 歳起訴」等、共同通信配信記事の各社掲載（詳細は、【資料編】[表 1-3] に各社の見出しと出典明記）

⁷² 岐阜新聞 WEB「改正民法・改正少年法—ぎふの現場から 18 歳の逆送拡大と実名報道 真実知る機会「進歩」」（2022.4.16）<https://www.gifu-np.co.jp/articles/-/62046>（最終閲覧日：2022.5.1）

⁷³ 前掲岐阜新聞 WEB

⁷⁴ UTV テレビ山梨「「特定少年」18 歳 19 歳の実名公表 識者は賛否 山梨」（2022.4.8）<https://news.yahoo.co.jp/articles/8e16f0dc98e4e1b3f0a09d0654bd626280758fa4>（最終閲覧日：2022.5.1）

⁷⁵ 東京新聞（2022.4.9）朝刊 1 面

⁷⁶ 前掲産経新聞大阪（2022.4.29）

⁷⁷ 前掲東京新聞（2002.4.9）

⁷⁸ 北海道新聞（2022.4.9）「甲府放火殺人 19 歳起訴」等、共同通信配信記事の各社掲載（詳細は、【資料編】[表 1-3] に各社の見出しと出典明記）

⁷⁹ 前掲 UTV テレビ山梨

⁸⁰ 河北新報（2022.4.9 朝刊）23 面

き込まれ、激しい誹謗中傷にあった。少年院退院後もネット上の情報は残り、犯罪歴が壁となって氏名の変更もできなかった。現在は親戚の知人の会社で働くが、出勤以外の外出は控え誰かに見られていないか気にしながら孤独に生きている」「自業自得と世間は思うだろうが、罪を犯した少年もいずれ社会に戻らなくてははいけない。実名の解禁に合わせ、新たな支援策も打ち出すべき⁸¹」（高坂朝人・再非行防止サポートセンター愛知理事長）、「実名が公表されればインターネット上で拡散し、削除が難しい「デジタルタトゥー」として残り続けてしまう可能性がある」「公表によって将来を悲観し、社会復帰が難しくなったり再犯したりする恐れもある⁸²」（高橋有紀）等が挙げられる。

FNN 世論調査（2022.4.18）「特定少年の実名報道」⁸³では、賛成 86%前面に報道を行っている。又実名報道を行うことが「犯罪抑止に繋がる」としている。

| | |
|--------------------|--|
| 【賛成】 61.4% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪抑止につながる ・ 民法上成人で、大人と同じ扱いにすべき |
| 【どちらかといえば賛成】 24.9% | |
| 【どちらかといえば反対】 4.8% | |
| 【反対】 6.7% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳・19歳では立ち直りを重視すべき ・ 加害者や家族のプライバシーも保護されるべき |

6. 特定少年の報道について

最高検察庁は、2022年2月8日通達として「犯罪が重大で、地域社会に与える影響も深刻な事案」を実名公表の検討対象とする。「社会の正当な関心に応えるという観点から公表を検討すべきだ」と示した⁸⁴。衆参法務委員会は「更生などの妨げにならないような配慮の周知を政府に求める付帯決議を採択⁸⁵」した。

しかし「社会の正当な関心に応える」という点に関しては、いかようにも解釈が出来てしまうことが危惧される。一時的な関心のために、少年がデジタルタトゥーに曝されてネット上の情報として忘れ去られることが残ってしまうことは、再犯防止の観点から適切なことではない。また「地域社会に与える影響」とあるが、社会的な影響力がある事案に関しては、デジタルタトゥーが更生の妨げになることも否めない。

警察庁は、犯罪捜査規範 209 条を改正し、「起訴後の特定少年の事件については「この限りでない」と、制限を解除した。⁸⁶」すなわち、逮捕後に報道機関に情報が共有されることが推察される。

⁸¹ 前掲東京新聞（2022.4.9）

⁸² 福島民報（2022.5.19）23 面「実名に県民思い複雑 19 歳起訴氏名公表「犯罪抑止に効果」「社会復帰妨げる」（G-Search 有料記事）

⁸³ FNN プライムオンライン「FNN 世論調査「特定少年」実名報道 「犯罪抑止につながる」賛成 86%」（2022.4.18）<https://www.fnn.jp/articles/-/348426>（最終閲覧日：2022.5.1）

⁸⁴ 産経新聞（2022.2.8）「18 歳実名、裁判員事件対象 最高検が通達 改正少年法施行で」<https://news.yahoo.co.jp/articles/eb13378a84ac6d58d7008d9471c414fbeb69c3ff?fbclid=IwAR1ZLWUeH1HjRsLp48FjnIAurFXOM1Q3pslDQm9nB7DCYTVsxjre0mExYY>（最終閲覧日：2022.2.8）

⁸⁵ 前掲産経新聞

⁸⁶ 共同通信社（2021.12.23）「少年推定の制限、解除 犯罪捜査規範を改正」

また新聞協会の声明・見解によれば特定少年の起訴後の扱いは各社の判断に委ねられる⁸⁷。

佐々木央は、「インターネットのコメント欄を理由にした自殺など、メディアには社会的制裁を引き出す側の面があり、社会から忘れられることも難しくする。言葉が人を殺す時代であり、報道の仕事には負の側面もあることを自覚すべきだ。⁸⁸」と主張する。

(1) 匿名報道とした理由

各社が匿名報道をする理由は、「20歳未満については健全育成を目的として少年法の理念を尊重」「少年法の改正後のこの考え方を原則維持」「社会への影響が特に重大な事案については、例外的に実名での報道を検討することとし、事件の重大性や社会的影響などを尊重して判断していきます⁸⁹」、「20歳未満の少年が容疑者、被告になった場合、原則匿名で報じています」、「改正法は少年犯罪の厳罰化を目的としていますが、成長途上の未成熟な少年を保護し将来の更生の可能にする理念は変わりません⁹⁰」、「更生を重んじる少年法の理念を重視し、今後も19歳以下の犯罪は原則として匿名で報じます⁹¹」、「【資料編】[表1-1]」「個別事件ごとに実名か匿名かを判断します」、「事件の性質や更生を重視する少年法の理念を踏まえ、現時点では匿名とします⁹²」、「その内容と状況、少年法の理念を総合的に考慮し、匿名で報じます⁹³」（【資料編】[表2-1]）、「これまでの取材を踏まえて現時点では、匿名とする⁹⁴」（【資料編】[表5-1]）と示している。

大きく①少年法の理念の尊重、②事件の性格、③起訴段階では匿名だが今後選択肢があるような表記に分けられるのかと考えられる⁹⁵。以上より、報道機関（新聞社）ごとに、まだまだ揺らぎがあるように思われる。

(2) 実名報道とした理由

山梨甲府放火殺人事件（【資料編】表1-1.1-2）に関する記事より実名報道を行う理由を大きく6項目に分けることができ、各社が1つ以上の項目（理由）に該当するように考えられる。

- ① 実名報道は「国民の知る権利」に応え、事件の詳細を社会で共有していくための必要な要素
- ② 事件の結果の重大で、社会に与える影響が大きいことを踏まえ
- ③ ②を理由に実名報道の「必要性」
- ④ 事件ごと個別に判断する
- ⑤ 個別の事件ごとに総合的に判断

<https://news.yahoo.co.jp/articles/05bd8c88feb4159dcffd7effac6b6ffa55925dd6>（最終閲覧日：2022.2.10）

⁸⁷ 一般社団法人新聞協会「新聞協会の少年法第61条の扱いの方針」

https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220216_89.html（最終閲覧日：2022.2.24）

⁸⁸ 山梨日日新聞（2022.3.1）2版社会面

⁸⁹ 中日新聞（2022.4.9）朝刊1面、3面、10面、北陸中日新聞（2022.4.9）朝刊1面、3面、東京新聞（2022.4.9）朝刊1面

⁹⁰ 河北新報（2022.4.9）朝刊23面、26面

⁹¹ 琉球新報（2022.4.9）

⁹² 毎日新聞（2022.4.29）大阪朝刊27面

⁹³ 朝日新聞（2022.4.29）大阪朝刊28面

⁹⁴ 読売新聞（2022.5.20）東京朝刊25面

⁹⁵ 飯田孝幸「甲府事件「例外に当たらず」特定少年、考え抜いた末の匿名」『journalism（386）』（朝日新聞社、2020）40-45頁

6項目の中でも②「事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名」と③「事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえ、実名で報じる必要性があると判断」のいずれかに関するお断りが多く見受けられた⁹⁶。

後者の「必要性」に関して、記事の中に明記しているのは、地元紙である山梨日日新聞と西日本新聞であった。

(3) 実名報道の必要性

山梨日日新聞⁹⁷は、「事件報道における実名は、社会が共有する公共情報と考える」、「事件の当事者は誰なのかを手掛かりに、なぜ事件が起きたのか、周囲の環境にどのような問題があったのか、私たちは取材をしてきました。社会の仕組みに課題があれば、報道を通じて共有し、より良い社会作りにつなげるという意味で、実名を報じる必要性が高いと考えます」、「犯罪の実相を伝え、事実の検証をするためにも実名報道は不可欠です。起訴された特定少年が公開の法廷で裁かれることから、今回は実名報道が妥当という結論になりました。」、「一方で、実名報道により少年の社会復帰が難しくなることは避けなければなりません。少年の立ち直りを考えつつ、国民の知る権利にどう応えていくか。今後も特定少年が起訴されて氏名の発表された場合は、事例ごとに実名で報道するか、匿名にするか慎重に判断していきます。また罪を犯し、更生を目指す少年や、事件に巻き込まれた被害者に社会がどう向き合っていくべきなのか、読者と共に考えながら報道していきます。」と示している。

西日本新聞⁹⁸は「被害が甚大で、周辺住民をはじめ社会に与えた影響は計り知れないと考えます。少年の更生の影響を踏まえても、国民（読者）の知る権利にこたえた、実名で報道をせざるを得ないと判断しました⁹⁹」と示している。また土浦傷害致死事件の茨城新聞は、「事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえ、実名で報じる必要性があると判断しました」

| | |
|----------------|--|
| 報道側 | <ul style="list-style-type: none"> ・事件の当事者は誰なのかを手掛かりに、なぜ事件が起きたのか、周囲の環境にどのような問題があった ・社会の仕組みに課題があれば、報道を通じて共有し、より良い社会作りにつなげるという意味で、実名を報じる |
| 裁判員裁判 (検察側) | <ul style="list-style-type: none"> ・起訴された特定少年が公開の法廷で裁かれることから、今回は実名報道が妥当 |
| 国民側 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害が甚大で、周辺住民をはじめ社会に与えた影響 ・国民（読者）の知る権利にこたえた、実名で報道をせざるを得ない |

⁹⁶ 大阪寝屋川事件（2022.4.29）各社朝刊、日本経済新聞大阪 43 面、読売新聞大阪 33 面、愛媛新聞、奥羽日報、岩手日報のお断りの理由においては「必要性」の文言はなかった。東京江戸川区刺殺事件

（2022.5.13）各社朝刊、産経新聞東京 27 面、岩手日報 22 面、東奥日報（25）、静岡新聞 27 面、徳島新聞 25 面においても「必要性」の記載はなかった。福島祖母強殺事件（2022.5.19）、産経新聞東京朝刊 24 面（お断り記載なし）、岩手日報 24 面でも「必要性」記載なし。

⁹⁷ 山梨日日新聞（2022.4.9）朝刊 3 面、20 面、28 面、29 面

⁹⁸ 西日本新聞（2022.4.9）朝刊

⁹⁹ 西日本新聞（2022.4.9）朝刊

| | |
|-----|--|
| 少年側 | |
|-----|--|

必要性に関しては報道側の理由、裁判員裁判を見据えた理由、国民や地域社会の視点からの理由、少年側の理由に分けられるのではないかと。上記の表にまとめたが、少年側の理由は考えられていない。

7.むすびに代えて

2022年4月～7月までの特定少年に対する実名報道の状況を新聞紙、デジタル版、ネットニュースよりみてきた。1例目の山梨夫婦殺人事件に対するテレビニュースでのメディアスクラム（集団的過熱取材）、センセーショナル（過剰）な報道で国民の興味関心を引き出しているのではないだろうか。それ以降は、テレビニュースなどで大きく取り上げられることもなかった。

また課題として、事件が発生した地元紙におけるメディアスクラムやセンセーショナルな報道によって狭い社会で少年の立ち直り、再社会化に大きな影響を及ぼす点を勘案して判断すべきことではないだろうか。新聞記事で実名報道を肯定する上で「国民の知る権利」とする点について、報道が正義になっているようにも考えられる。そもそも新聞報道とは一体何にか、考える必要もあるのではないだろうか。報道が代理的社会的制裁になってはならないと思う。報道は、特定少年といえども少年法の理念の枠組みにあることや、インターネット社会における情報の扱い方について考えて¹⁰⁰行かなければならない。

犯情が酷いケースほど、酌むべき事情も大きいと考えれば、可塑性などしっかり酌みとり、報道の在り方を考えていく必要がある。なおこの点に関して、山梨事件以降の事案ではそれぞれの新聞社で考えられているように感じた。

付記

今後継続してデータを集め、のちの論文で結論をまとめたいため、本稿では、「結びに代えて」としてまとめている。

データ収集は、大阪寝屋川事件以降、G-Search（富士通）新聞検索で「特定少年」で検索を行いHITした記事を研究資料として活用している他、日販（株）で新聞紙のバックナンバーを購入して研究を行っている関係で一部入手できていない記事がある。今後は、在京紙で把握して事件発生 of 地方紙を入手して検討を試みたい。

¹⁰⁰ 永田憲亮「改正少年法と実名報道 事例から考える起訴時の判断の課題-特定少年事件の報道を蓄積し過程の共有を」『新聞研究（843）』（一般社団法人 日本新聞協会、2022.4）20-23頁参照、樋川義樹「改正少年法と実名報道 更生を妨げず知る権利に応える-連載「少年事件と報道」で読者と共に在り方を模索」『新聞研究（843）』（一般社団法人 日本新聞協会、2022.4）24-27頁参照、佐藤利幸「「読まれる記事」をどう届けるか パーティカルメディアを収入の柱に-月平均5千万PV超えの「まいどなニュース」」『新聞研究（837）』（一般社団法人 日本新聞協会、2021.8-9）16-19頁参照、田島将太「「読まれる記事」をどう届けるか データに基づいて探る読者像-デジタルメディアの評価指標を考える」『新聞研究（837）』（一般社団法人 日本新聞協会、2022.4）20-23頁参照、森純一「裁判員裁判と取材・報道（第一回） 公正な裁判と報道の自由の調和-取材・報道指針策定の経緯と狙い」『新聞研究（679）』（一般社団法人 日本新聞協会、2008.2）10-13頁参照、鈴木秀美「裁判員裁判と取材・報道（第一回） 信頼回復へ事件報道の見直しを-知る権利に応える報道の役割に期待」『新聞研究（679）』（一般社団法人 日本新聞協会、2008.2）15-18頁参照

本研究は、公益財団法人 横浜学術教育振興財団（2022年度研究助成）「特定少年の実名報道における報道機関が求める基準の研究」（研究代表：小関慶太）の研究成果の一部である。

脚注に示していない参考文献

- 廣瀬健二『少年法』（成文堂、2021）
丸山雅夫『少年法講義（第4版）』（成文堂、2022）
朝日新聞社『Journalism（362）』（2020.7）
朝日新聞社『Journalism（376）』（2021.9）
朝日新聞社『Journalism（386）』（2022.7）
日本加除出版『家庭の法と裁判（36）』（2022）
日本加除出版『家庭の法と裁判（37）』（2022）
日本加除出版『家庭の法と裁判（38）』（2022）

脱稿日：2022年7月31日

受理日：2022年7月31日

小関慶太：八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 准教授

【資料編】2022年4月1日～2022年7月31日、特定少年の実名報道がなされた事例をまとめた。

山梨夫婦放火殺人事件に関しては、テレビニュースやネットニュースで大きく報道された。しかし、それ以降の特定少年の実名報道（法68条）に関しては、大きく取りざたされることもないこともあり、場合によっては把握できていない事件・報道も予測される。

山梨甲府放火殺人事件（2022年4月9日（土）朝刊掲載記事）

[表 1-1] 匿名報道

| 新聞社名（面） | 見解・お断り（記事引用・一部抜粋） |
|--------------|---|
| 中日新聞（1/3/10） | <ul style="list-style-type: none"> ・本紙は特定少年の匿名報道を続けます ・20歳未満については健全育成を目的として少年法の理念を尊重し、死刑が確定した後も匿名で報道 ・少年法の改正後のこの考え方を原則維持 ・社会への影響が特に重大な事案については、<u>例外的に実名での報道を検討することとし、事件の重大性や社会的影響などを尊重して判断していきます。</u> |
| 北陸中日新聞（1/3） | <ul style="list-style-type: none"> ・本紙は特定少年の匿名報道を続けます ・20歳未満については健全育成を目的として少年法の理念を尊重し、死刑が確定した後も匿名で報道 ・少年法の改正後のこの考え方を原則維持 ・社会への影響が特に重大な事案については、<u>例外的に実名での報道を検討することとし、事件の重大性や社会的影響などを尊重して判断していきます。</u> |
| 河北新報（23/26） | <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の少年が容疑者、被告になった場合、原則匿名で報じています。 ・改正法は少年犯罪の厳罰化を目的としていますが、<u>成長途上の未成熟な少年を保護し将来の更生の可能にする理念は変わりません。</u> ・「特定少年」は引き続き、保護の対象になります。 |

| | |
|---------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・読者の知る権利にこたえる実名報道の意義と重要性を十分に踏まえつつ、改正法の趣旨や社会的影響などを考慮し、起訴後の審理段階に応じて匿名か実名かを慎重に判断していきます。 ・甲府市の夫婦殺害事件で甲府地裁は19歳の男を起訴し、氏名を公表しましたが、現段階では匿名とします。 |
| 東京新聞（1） | <ul style="list-style-type: none"> ・特定少年 匿名報道を続けます ・20歳未満については健全育成を目的として少年法の理念を尊重し、死刑が確定した後も匿名で報道 ・少年法の改正後のこの考え方を原則維持 ・社会への影響が特に重大な事案については、<u>例外的に実名での報道を検討することとし</u>、事件の重大性や社会的影響などを尊重して判断していきます。 |
| 琉球新報 | <ul style="list-style-type: none"> ・18.19歳 本誌は原則匿名にします ・更生を重んじる少年法の理念を重視し、今後も19歳以下の犯罪は原則として匿名で報じます。 |

[表 1-2] 実名報道

| 新聞社名（面） | 顔写真の有無 | 見解・おことわり（記事引用・一部抜粋） |
|-----------------|--------|--|
| 千葉日報（17） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・実名報道は、「国民の知る権利」に応え、事件の詳細を社会で共有していくために必要な要素 ・改正少年法は、成長発達途上の18歳、19歳を「特定少年」と位置付け、引き続き少年法の適用対象にとどめました。立ち直りにも配慮するよう求める同法の趣旨を念頭に置きつつ、実名か、匿名かを決定する ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響が大きいことを踏まえ、実名で報じる<u>必要性</u>があると判断した ・インターネット配信記事はネットの特性より匿名 |
| 岩手日報（2/27） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名 |
| デーリー東北（1/19/22） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・実名報道は、「国民の知る権利」に応え、事件の詳細を社会で共有していくために必要な要素 ・改正少年法は、成長発達途上の18歳、19歳を「特定少年」と位置付け、引き続き少年法の適用対象にとどめました。立ち直りにも配慮するよう求める同法の趣旨を念頭に置きつつ、実名か、匿名かを決定する ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響が大きいことを踏まえ、実名で報じる必要性があると判断した |
| 東奥日報（7/23） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・個別の事件ごとに総合的に判断します。 ・実名報道は、「国民の知る権利」に応え、事件の詳細を社会で共有していくために必要な要素 ・改正少年法は、成長発達途上の18歳、19歳を「特定少年」と位置付け、引き続き少年法の適用対象にとどめました。立ち直りにも配慮するよう求める同法の趣旨を念頭に置きつつ、実名か、匿名かを決定する ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響が大きいことを踏まえ、実名で報じる必要性があると判断した |
| 大分合同新聞（1/21） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名 |
| 日本海新聞 | ○ | 記載なし |
| 奈良新聞（12） | ○ | ※破損により確認できない |
| 神戸新聞（1/28/29） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・個別の事件ごとに総合的に判断します。 |

| | | |
|--------------|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実名報道は、「国民の知る権利」に応え、事件の詳細を社会で共有していくために必要な要素 ・ 改正少年法は、成長発達途上の18歳、19歳を「特定少年」と位置付け、引き続き少年法の適用対象にとどめました。立ち直りにも配慮するよう求める同法の趣旨を念頭に置きつつ、実名か、匿名かを決定する ・ 事件の結果が重大で、社会に与えた影響が大きいことを踏まえ、実名で報じる必要性があると判断した |
| 伊勢新聞（15） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名とします。</u> |
| 北国新聞（6/31） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の事件ごとに総合的に判断します。 ・ 実名報道は、「国民の知る権利」に応え、事件の詳細を社会で共有していくために必要な要素 ・ 改正少年法は、成長発達途上の18歳、19歳を「特定少年」と位置付け、引き続き少年法の適用対象にとどめました。立ち直りにも配慮するよう求める同法の趣旨を念頭に置きつつ、実名か、匿名かを決定する ・ 事件の結果が重大で、社会に与えた影響が大きいことを踏まえ、実名で報じる必要性があると判断した |
| 富山新聞（6/25） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の事件ごとに総合的に判断します。 ・ 実名報道は、「国民の知る権利」に応え、事件の詳細を社会で共有していくために必要な要素 ・ 改正少年法は、成長発達途上の18歳、19歳を「特定少年」と位置付け、引き続き少年法の適用対象にとどめました。立ち直りにも配慮するよう求める同法の趣旨を念頭に置きつつ、実名か、匿名かを決定する ・ 事件の結果が重大で、社会に与えた影響が大きいことを踏まえ、実名で報じる必要性があると判断した |
| 北日本新聞（29/31） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名</u> |
| 新潟日報（29） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名</u> |
| 宮崎日日新聞（4/22） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名</u> |
| 徳島新聞（3/21） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の事件ごとに総合的に判断します。 ・ 実名報道は、「国民の知る権利」に応え、事件の詳細を社会で共有していくために必要な要素 ・ 改正少年法は、成長発達途上の18歳、19歳を「特定少年」と位置付け、引き続き少年法の適用対象にとどめ |

| | | |
|--------------|---|--|
| | | ました。立ち直りにも配慮するよう求める同法の趣旨を念頭に置きつつ、実名か、匿名かを決定する ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響が大きいことを踏まえ、実名で報じる必要があると判断した |
| 山口新聞（1/13） | ○ | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、 <u>実名</u> |
| 毎日新聞 | × | ・ <u>個別事件ごとに実名か匿名か</u> を判断 ・甲府市の夫婦殺害事件は、 <u>重大な被害をもたらした社会的関心の高い事例であることを踏まえ、実名報道が妥当と判断しました。</u> |
| 朝日新聞（35） | × | ・事件記事について <u>実名報道を原則</u> ・「特定少年」が起訴された場合、 <u>事件の重大性、社会内与えた影響などを総合的に考慮して、実名で報じる</u> <u>こ</u> <u>ともあります。</u> |
| 読売新聞 | × | ・これまで容疑者を匿名で報道してきましたが、 <u>2人の命が失われた事件の重大性や社会的影響などを検討した結果、実名で報じることが適切と判断しました。</u> |
| 日本経済新聞（39） | × | ・日本経済新聞は同法改正の趣旨を踏まえ、 <u>事件の結果の重大性や社会的影響などを総合的に検討した結果、</u> <u>今回は</u> 実名にします。 |
| 神奈川新聞（1/22） | × | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、 <u>実名とします。</u> |
| 埼玉新聞（2/15） | × | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、 <u>実名にします。</u> |
| 茨城新聞（21/22） | × | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえ、 <u>実名で報じる必要性</u> があると判断した。 |
| 福島民報（8/29） | × | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、 <u>実名とします。</u> |
| 山形新聞（1/27） | × | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、 <u>実名とします。</u> ・個別の事件後ごと 総合的に判断（27面） |
| 秋田さきがけ新報（26） | × | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、 <u>実名とします。</u> ・達直しにも配慮するよう求める少年法の趣旨を念頭に置きつつ、今後も個別の事件ごとに実名か匿名かを総合的に判断していきます。 |

| | | |
|------------------------|---|--|
| 北海道新聞（31/33） | × | ・今回は、地検が男の使命を公表したことに加え、事件の結果が重大で、社会に与えた影響が大きいことなども踏まえ、実名で報道します。 |
| 山陰新聞（1/4） | × | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名で報じる <u>必要性</u> があると判断した。 |
| 京都新聞 （京都版・滋賀） | × | ・結果の重大性や背景、社会的影響力などを総合的に判断し、実名で報道します。 ・実名、匿名のどちらで報じるかは、今後も事件ごとに慎重に判断します。 |
| 福井新聞（1） | × | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名とします。 |
| 山梨日日新聞 （3/20/28/29） | × | ・事件報道における実名は、社会が共有する公共情報と考える。 ・事件の当事者は誰なのかを手掛かりに、なぜ事件が起きたのか、周囲の環境にどのような問題があったのか、 <u>私たちは取材をしてきました。社会の仕組みに課題があれば、報道を通じて共有し、より良い社会作りにつなげるという意味で、実名を報じる必要性が高いと考えます。</u> ・犯罪の実相を伝え、事実の検証をするためにも実名報道は不可欠です。起訴された特定少年が公開の法廷で裁かれることから、今回は実名報道が妥当という結論になりました。 ・一方で、実名報道により少年の社会復帰が難しくなることは避けなければなりません。少年の立ち直りを考えつつ、国民の知る権利にどう応えていくか。今後も特定少年が起訴されて氏名の発表された場合は、事例ごとに実名で報道するか、匿名にするか慎重に判断していきます。また罪を犯し、更生を目指す少年や、事件に巻き込まれた被害者に社会がどう向き合っていくべきなのか、 <u>読者と共に</u> 考えながら報道していきます。 |
| 信濃毎日新聞（39） | × | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえ、実名で報じる <u>必要性</u> があると判断しました。 ・信濃毎日新聞デジタルでは、インターネットの特性を考慮し、匿名 |
| 南日本新聞 | × | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名とします。 |
| 熊本日日新聞（23/25） | × | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名とします。 |
| 長崎新聞（3/23） | × | ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえ、実名で報じる <u>必要性</u> があると判断しました。 |

| | | |
|--------------|---|--|
| 佐賀新聞（6/21） | × | ・ 事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえ、実名で報じる <u>必要性</u> があると判断しました。 |
| 西日本新聞 | × | ・ 事件の重大性、社会に与えた影響、立ち直りを重視する少年法 の精神などを総合的に勘案し、特定少年の実名を報道するかどうかを慎重に判断すること にしています。 ・ 被害が甚大で、周辺住民をはじめ社会に与えた影響は計り知れないと考えます。少年の更生の影響を踏まえても、 <u>国民（読者）の知る権利</u> にこたえた、実名で報道をせざるを得ないと判断しました。 |
| 高知新聞（3/4） | × | ・ 実名か匿名かは事件の重大性等を総合的に検討し、事案ごとに判断していきます。 |
| 四国新聞（1/4/18） | × | ・ 事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名とします。 |
| 愛媛新聞 | × | ・ 事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえて、実名とします。 ・ 事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえ、実名で報じる <u>必要性</u> があると判断しました。 |

※1) 掲載面に関して、一部欠損（把握できていない）している箇所がある。

※2) 新聞紙媒体のみ顔写真の掲載可否

[表 1-3] 共同通信の配信記事：有識者コメント見出し一覧

| 新聞社 | 実名・匿名 | 八田次郎 | 藤井誠二 | 有識者のコメント |
|--------|-------|-------------|-------------|---------------|
| 中日新聞 | 匿名 | 起訴時での解禁は疑問 | 当然、実名報道すべきだ | — |
| 河北新報 | 匿名 | 更生に支障来す | 実名報道は当然 | 武内謙治 |
| 東京新聞 | 匿名 | ○（見出しなし） | × | 高坂朝人・澤康臣・浅野健一 |
| 岩手日報 | 実名 | せめて判決出してから | 当然実名報道すべき | 武内謙治 |
| デーリー東北 | 実名 | 起訴時の報道に疑問 | 当然、報道すべきだ | 武内謙治 |
| 東奥日報 | 実名 | せめて判決出してから | 再犯防止へ当然すべき | 武内謙治 |
| 大分合同新聞 | 実名 | × | × | 武内謙治 |
| 日本海新聞 | 実名 | × | × | 武内謙治 |
| 奈良新聞 | 実名 | × | × | |
| 神戸新聞 | 実名 | 厳罰化、実情に合わぬ | 実名報道すべきケースだ | |
| 伊勢新聞 | 実名 | 起訴時の実名報道に疑問 | 当然、実名報道すべきだ | |
| 北国新聞 ★ | 実名 | × | × | 武内謙治 |
| 富山新聞 ★ | 実名 | × | × | 武内謙治 |
| 北日本新聞 | 実名 | 起訴時の実名 疑問 | 実名報道すべき | |
| 新潟日報 | 実名 | 社会復帰の支障に | 報道の重要な責務 | |
| 宮崎日日新聞 | 実名 | × | × | 武内謙治 |
| 徳島新聞 | 実名 | × | × | 武内謙治 |
| 山口新聞 | 実名 | × | × | 武内謙治 |
| 京都新聞 | 実名 | 実情に合わぬ解禁 | ジャーナリズムの責務 | |
| 神奈川新聞★ | 実名 | 起訴時の解禁に疑問 | 当然、実名のケースだ | |

| | | | | |
|----------|----|-------------|---------------|------|
| 埼玉新聞 | 実名 | × | × | 武内謙治 |
| 茨城新聞 | 実名 | 起訴時解禁に疑問 | 当然報道すべきだ | |
| 福島民報 | 実名 | × | × | 武内謙治 |
| 山形新聞 | 実名 | 起訴時に実名 おかしい | ジャーナリズムの責務だ | 武内謙治 |
| 秋田さきがけ新報 | 実名 | 更生に支障になる恐れ | 当然、実名報道すべきだ | |
| 北海道新聞 | 実名 | 起訴時に解禁 疑問 | 当然実名報道すべき | |
| 中国新聞 | 実名 | × | × | 武内謙治 |
| 山陰新聞 | 実名 | 起訴時の解禁疑問 | 当然実名報道すべき | 武内謙治 |
| 山梨日日新聞 | 実名 | 起訴時の解禁 疑問 | 再犯防止つながる | 武内謙治 |
| 信濃毎日新聞 | 実名 | 起訴時の実名報道 疑問 | 当然 実名報道のケース | |
| 南日本新聞 | 実名 | 起訴時の実名報道に疑問 | 当然、実名報道すべき | 武内謙治 |
| 熊本日日新聞 | 実名 | 起訴時ではなく判決後に | 実名報道 可能になっただけ | 武内謙治 |
| 長崎新聞 | 実名 | × | 社会復帰へ受け皿整備を | |
| 佐賀新聞 | 実名 | 起訴時の報道に疑問 | 当然、実名報道すべき | 武内謙治 |
| 西日本新聞 | 実名 | 判決時公表も選択肢 | 社会の受け皿整備を | |
| 高知新聞 | 実名 | 起訴時は疑問 | 実名は当然 | 武内謙治 |
| 四国新聞 | 実名 | × | × | 武内謙治 |
| 愛媛新聞 | 実名 | 更生の支障になる恐れ | 「実名報道」をすべきだ | |

註：掲載面に関して、すべてを把握は出来ていない（欠損箇所もあり）

★「表層真相」掲載（共同通信配信）

大阪寝屋川事件（2022年4月29日朝刊記事）

〔表 2-1〕匿名報道

| | |
|------------|--|
| 新聞社名（面） | 見解・お断り（記事引用・一部抜粋） |
| 朝日新聞大阪（28） | ・その内容と状況、少年法の理念を総合的に考慮し、 <u>匿名</u> で報じます。 |
| 毎日新聞大阪（27） | ・個別事件ごとに実名か匿名かを判断します。事件の性質や更生を重視する少年法の理念を踏まえ、現時点では <u>匿名</u> とします。 |

※山梨甲府事件との比較で東京新聞、千葉日報（2022. 4. 29 朝刊）を確認したが2社とも掲載していない。

〔表 2-2〕実名報道

| | |
|--------------|---|
| 新聞社名（面） | 見解・お断り（記事引用・一部抜粋） |
| 日本経済新聞大阪（43） | ・事件の内容や社会的影響などを総合的に検討した結果、 <u>今回は実名</u> とします。 |
| 読売新聞大阪（33） | ・事件の重大性や社会的影響力等を総合的に検討した結果、特定少年の2人を実名で報じます。 |
| 愛媛新聞 | ・結果の重大性や事件の性質を踏まえ、 <u>実名</u> とします。（共同通信社） |
| 奥羽日報 | ・ <u>結果の重大性や事件の性質を踏まえ、実名</u> とします。 |
| 岩手日報 | ・結果の重大性や事件の性質を踏まえ、 <u>実名</u> とします |

※G-Search「新聞・雑誌記事検索（有料）」で「特定少年2人」で検索し見出しのみヒットしたもの

- ・産経新聞大阪（26）「特定少年、実名公表2例目 基準あいまい・・・別れる判断」、記事の中では実名報道の記載は確認できなかった。
- ・山陽新聞（32）「特定少年2人氏名公表 大阪専門学校生刺殺 強盗致死罪で起訴」記事なし

東京江戸川区刺殺事件（2022年5月13日朝刊）

〔表 3-1〕 匿名報道

| | |
|----------|-------------------|
| 新聞社名（面） | 見解・お断り（記事引用・一部抜粋） |
| 東京新聞（24） | 特に記載なし |

〔表 3-2〕 実名報道

| | |
|------------|--|
| 新聞社名（面） | 見解・お断り（記事引用・一部抜粋） |
| 産経新聞東京（27） | <ul style="list-style-type: none"> ・氏名公表3例目 ・地検「改正少年法の趣旨などを踏まえ、殺人という重大事案であることから、諸般の事情を考慮し公表することにした」と説明 |
| 岩手日報（22） | <ul style="list-style-type: none"> ・結果の重大性を踏まえ、実名で報道 |
| 東奥日報（25） | <ul style="list-style-type: none"> ・結果の重大性を踏まえ、実名で報道 ・2人はいずれも本県出身（新聞社のある県） |
| 静岡新聞（27） | <ul style="list-style-type: none"> ・結果の重大性を踏まえ、実名で報道 |
| 徳島新聞（25） | <ul style="list-style-type: none"> ・お断りの記載はなし |

福島祖母強殺事件（2022年5月19日朝刊）

〔表4-1〕匿名報道（掲載確認できていない）

| 新聞社（面） | 見解・お断り（記事引用・一部抜粋） |
|----------------------|---|
| 福島民報（23） ※掲載確認できず | <ul style="list-style-type: none"> ・本面に関しては、<u>実名掲載なし</u> ・地域に与えた影響「なぜそんな行為が出来るのか衝撃を覚えた」 ・市民の声（賛成）「10代後半でも、善悪の判断はついて良いはず」「新聞やテレビで情報が報じられることで、犯罪予防に繋がるのでは」 ・市民の声（反対）「当事者が身内同士の場合、被告の名前尾伏せても良いのではないか」「目先の利益欲しさに親族を殺害した被告の行為は身勝手に映る。ただ今は、インターネット上に名前が半永久的に残る時代、更生を第一に考えるのであれば、やり直すチャンスになるべく残してあげて欲しい」「犯罪を防ぐ効果はあるかもしれないが、社会復帰を妨げる可能性もある」 ・県弁護士会は、13日に会長声明を出した。実名公表・報道について「少年の実名が地域に知られることとなり、更生可能性が著しく妨げられ、再犯可能性を高めることになりかねない」と指摘。 |
| 福島民友新聞 | 県内ニュース欄で <u>実名掲載なし</u> |

〔表4-2〕実名報道

| 新聞社（面） | 見解・お断り（記事引用・一部抜粋） |
|------------|-----------------------------|
| 産経新聞東京（24） | ・お断り記載なし |
| 岩手日報（24） | ・結果の重大性や事件の性質を踏まえ、実名で報道します。 |

土浦傷害致死事件（2022年5月20日朝刊）

〔表 5-1〕 匿名報道

| | |
|------------|--------------------------|
| 新聞社名（面） | 見解・お断り（記事引用・一部抜粋） |
| 読売新聞東京（25） | ・これまでの取材を踏まえて現時点では、匿名とする |

〔表 5-2〕 実名報道

| | |
|----------|---|
| 新聞社名（面） | 見解・お断り（記事引用・一部抜粋） |
| 茨城新聞（25） | <ul style="list-style-type: none"> ・水戸地裁は、特定少年2名の実名を公表した。 ・「被害者の感情を思えば、加害者の名前は発表されるべきではないか」、「被害者は事件を一生抱える場合もある。匿名では納得できない被害者もいるだろう」（関根俊雄・いばらき被害者支援センター） ・「ましてや少年に適用すべきでない」、「裁判の判決確定までは無罪と扱うとする『無罪推定の原則』に反するのではないか」（陶山二郎） ・「実名が報道されると、出所前の準備がより重要になる」と見解を述べる。「罪を償った特定少年を温かく迎える場所が必要。実名報道の有無に関係なく、更生を見守りたい」（小池貞・水戸地区保護司会会長） |

| | |
|------------|--|
| 茨城新聞（1） | <p>実名報道に関する見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件、事故を起こした容疑者や被告らは原則実名で報じています。 <p>しかし、これまで20歳未満は実名報道を禁じる少年法61条を踏まえ、匿名としていました。（略）今後は個別の事件ごとに総合に判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実名報道は「国民の知る権利」に応え、<u>事件の詳細を社会で共有していくために必要な要素</u>です。（略）立ち直りにも配慮するよう求める同法の趣旨を念頭に置きつつ、実名か匿名かを決めます。 ・事件の結果が重大で、社会に与えた影響も大きいことを踏まえ、<u>実名で報じる必要性がある</u>と判断しました¹。 |
| 朝日新聞東京（21） | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の事件については、その内容や状況、少年法の理念を総合的に考慮し、実名で報じます。 |

※G-Search「新聞・雑誌記事検索（有料）」で「特定少年2人」で検索し見出しのみヒットしたもの

¹ 2022.4.9 山梨放火殺人事件を扱った茨城新聞と同様の説明

宮城強盗致死事件

〔表 6-1〕 匿名報道

| | |
|---------------------|---|
| 新聞社名（面） | 見解・お断り（記事引用・一部抜粋） |
| 朝日新聞 東京地方版宮城（22） | 今回の事件については、事件の内容と少年法の理念を総合的に考慮し、匿名で報じます |

沼津強制わいせつ致死事件

〔表 7-1〕 匿名報道

| | |
|---------------------|--|
| 新聞社名（面） | 見解・お断り（記事引用・一部抜粋） |
| 静岡新聞（25） | 地検は実名を公表しましたが、事件の性質や少年法の趣旨などを総合的に考慮し、匿名で報道します。 |
| 朝日新聞 東京地方版静岡（21） | 今回の事件については、事件の内容と少年法の理念を総合的に考慮し、匿名で報じます |

宮崎強盗、住居侵入罪

〔表 8-1〕 匿名報道

| | |
|---------------------|---|
| 新聞社名（面） | 見解・お断り（記事引用・一部抜粋） |
| 朝日新聞 西部地方版宮崎（25） | 今回の事件については、事件の内容と少年法の理念を総合的に考慮し、匿名で報じます |